八　自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	［新設］
九　自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	［新設］
十～十七　［略］	八～十五　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和元年十月八日から施行する。